



「長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部」を設置します

新型コロナ(※1)の5類移行に伴い、法定対策本部(※2)を廃止し、今後の感染状況の変化等に迅速かつ的確に対応するため、要綱に基づく「警戒・対策本部」(※3)を新たに設置します。

- 背景**
 - 5月7日をもって新型コロナが感染症法上の「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなり、特措法の対象外となる。
 - これに伴い、法定対策本部を廃止するとともに、今後の感染状況の変化等に迅速かつ的確に対応するため、要綱に基づく警戒・対策本部を設置して必要な体制を当面維持する。
- 名称** 長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部
- 設置日** 令和5年5月8日(月)
- 設置根拠** 長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部設置要綱
- 設置目的** 新型コロナウイルス感染症について、感染状況の変化や新たな変異株の発生等に迅速かつ的確に対応するため
- 第1回警戒・対策本部会議**
 - 日時: 令和5年5月8日(月) 午前11時00分から11時20分
 - 場所: 長野県庁特別会議室
 - 内容: 「長野県新型コロナウイルス感染症対応の方針」
「長野県新型コロナウイルス感染症・医療アラート」について等
 - その他: 会議は公開で行います。

※1 新型コロナウイルス感染症

※2 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症長野県対策本部」

※3 長野県新型コロナウイルス感染症警戒・対策本部